

非核三原則の堅持を求める意見書

我が国は、世界唯一の戦争被爆国であり、広島・長崎の惨禍を二度と繰り返さないという決意のもと、歴代内閣が一貫して堅持してきた非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」を国連の場に於いて公式に表明し、平成6年以降は核兵器廃絶決議案を提出しており、我が国及び地域の安定に一定の役割を果たしてきた。これからも国際社会における平和と安全の維持、ひいては「核兵器のない世界」の実現に向けて主導的な役割を果たすことが強く求められている。

太宰府市も、恒久の平和と安全なくして本市の希求する「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現はないとの理念から、平成元年3月に「非核・平和都市」を宣言している。

非核三原則は単なる理念ではなく、法律や政策にとどまるものでもない国際社会における我が国の信頼の礎であり、安全保障の基盤である。唯一の戦争被爆国としての歴史的使命を踏まえ、将来にわたってこれを堅持することは極めて重要である。

よって、国会及び政府に対し、安保三文書の見直し等の議論において非核三原則を未来にわたり堅持すること、それにより「核兵器に依存しない平和」の実現へ向け、国際社会で主導的な役割を果たすことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年9月18日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

福岡県太宰府市議会議長 小 畠 真 由 美